

中野四季の森公園のイベント活用における基本ルールについて

1. 中野四季の森公園拡張部について

中野四季の森公園拡張部（以下、「拡張部」という。）における全面開園までの運営試行期間中の基本ルールについて、5月に開催したイベント結果を基に追加・変更事項をまとめたので報告する。

(1) 運営試行期間におけるイベント活用の考え方

運営試行期間におけるイベント活用の考え方は、4月の建設委員会にて報告した下記の内容から変更しない。

- 中野四季の森公園の魅力と公園利用者の利便を高め、公園満足度の向上に資するものであること
- 中野駅周辺のまちの賑わいに寄与するものであること
- 「中野区ブランドの発信」、「区内産業・観光振興に資する連携」、「民間メディアの情報発信力による中野区の知名度向上とイメージアップ」など、中野区にとって付帯効果が期待できるものであること
- 啓発活動等の公的イベントであること
- イベント活用日数が会場設営期間等を含み、年間の半分を超えていないこと

(2) 運営試行期間における基本ルール及び主な利用条件

①運営試行期間における基本ルール

	変更前	変更後
イベント許可期間	1イベントあたり最大31日間（会場設営期間を含む。ただし、イベント開催日数は21日を限度とする。）	変更なし
イベント設備等の事業者間共用利用	事業経費の軽減に資するイベント設備等の事業者間共用について、設備設置に伴う撤去・復旧対応措置が整っている場合に限り許可する。	変更なし

酒類の取扱い	平日は16時から、土日祝日は終日可とする。(ただし、中学校の臨時授業日等がある場合は別に定める。)	変更なし
喫煙に関する事項	場内禁煙とする。(仮設喫煙所の設置は、オープニングイベントで検証し定める。)	以下の内容を追加 仮設喫煙所を原則設置する。(閉鎖型の仕様で道路側に設置)なお、設置しない場合は、喫煙に対する指導体制の徹底について区と協議すること。
中学校への配慮 (周辺環境への配慮)	来場者と生徒の交錯を防ぐために、通学に供している仮設通路の端部に柵等を設置し、独立した通路を確保する。	以下の内容を追加 専ら酒類の販売を目的とするイベント、音楽ステージ等による音の発生があるイベント、調理や企画に伴い発生する煙の対策が十分でないイベントについては、利用不可とする。

②主な利用条件

項目	利用条件等
占用料	<ul style="list-style-type: none"> 物販を伴うイベント実施期間(設営・撤去期間を除く期間) ⇒占用料(34円/㎡・日)に管理協力金(30円/㎡・日)を加えた料金とする。 物販を伴わないイベント、設営・撤去期間 ⇒占用料のみとする。
	<p>【継続検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地条件等を含め、他公園(会場)での利用料金の調査を行いながら、支払時期・方法も合わせて更に検討を行う。
音響	<ul style="list-style-type: none"> 利用許可時間は土日祝日とする。平日に使用する場合は区と協議すること。 スピーカーの使用は、周辺環境への影響に配慮した方向に向けて設置すること。 ステージ等の設置がある場合は、西側(野方警察側)へ配置する。
	<p>【継続検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校側への配慮として、遮音・目隠し等一定の効果を発揮させるためにはフェンス等の設置が必要だが、その種類、手法等について教育委員会・中学校と協議を行う。

設営・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の設置及び車両進入時は、付帯設備の汚損、破損等を防ぐための保護や養生を行うと共に、警備員等を配置し、周辺交通や歩行者に対する安全対策を行うこと。 ・駐輪スペースを会場内に設けること。ただし、設置の必要がないと認められる場合はこの限りではない。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントに伴う車両の往来や多くの来場者が見込まれる場合は、安全な誘導、路上駐車防止、自転車対策等について、区及び警察署と事前に協議し、十分な対策を講じること。 <p>【継続検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性やスムーズな動線の確保のため、南北空間を連携する横断歩道の設置について、警察と協議を進める。
清掃・原状回復	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内を汚損または破損させた時は、速やかに清掃または原状回復し、それにかかる経費は利用者が負担する。 ・ゴミ等の処理対策を十分行い、毎日清掃を行うこと。発生したゴミ等は利用者が責任を持って持ち帰ること。

(3) 利用申込み

①申込み時期

9月より中野区ホームページにて申込みを開始する。

②利用可能日数

利用可能時期のうち、年間180日（設営、撤去期間を含む。区及びその他公的機関の開催するイベント期間を含む。）を限度にイベント活用を許可する。

③選定委員会

イベント内容・規模を問わず選定委員会を開催し、実施計画書等により内容を確認の上、利用可否を判断する。選定の結果、利用が可能であると判断された場合、計画承認または使用許可を行う。ただし、公園及び周辺環境への影響が極小である、公的機関が主催している等、選定委員会の判断に至らないことが明確なイベントについてはこの限りではない。

計画承認：使用が可能であると判断されたイベントの事業者に対し、使用を承認する事のみを示すもの。

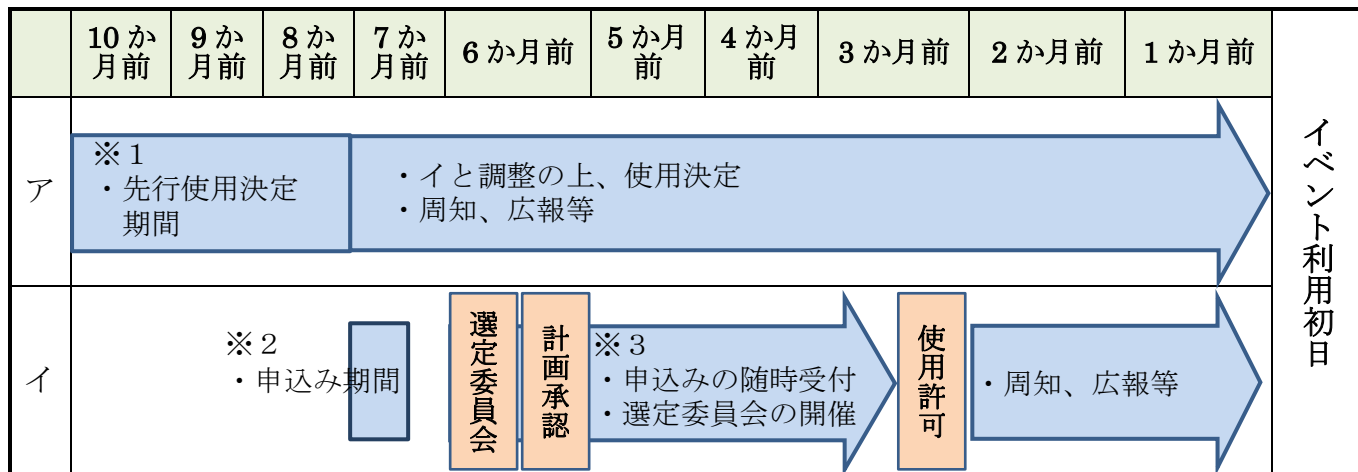
使用許可：計画承認後の内容調整が完了した後、事業者からの占用許可申請書の提出に対し通知するもの。

④利用申込み時期

以下の2種類のイベントに分け、申込み開始時期を設ける。

ア 区の主催・共催、またはそれに準じるイベント

イ ア以外のイベント



※1 例年開催される区主催・共催のイベントは、概ね、開催が判明していることを踏まえた時期で設定。また、8か月前までを目途に使用決定を行うが、それ以降も適宜調整し、使用決定の判断を行う。

※2 選定委員会はイベント利用初日の属する月の6か月前に開催し、選定委員会の1か月～2週間前までを申込み期限とする。

※3 6か月前以降は、毎月1回選定委員会を開催する。(イベントの申込みが無い場合は開催しない。)申込みは、各選定委員会の1か月～2週間前までとする。

2. 中野四季の森公園既存部について

中野四季の森公園既存部（以下、「既存部」という。）についても、拡張部とともに、「東京の新たな活動の拠点のひとつ」として、にぎわい・憩いと環境が調和した空間を創出することを目的とし、性格の異なる2つの空間を連携させた一体的な公園活用方針を図る。

このため、既存部についても拡張部の全面開園までを運営試行期間とし、「中野区立中野四季の森公園管理運営要綱」による使用（占有）許可の条件について再検討を行う。

なお、運営試行期間中のイベント利用は、次の方針で行うものとする。

（1）運営試行期間中の許可方針

既存部における運営試行期間のイベントは、次のすべてにあてはまるものを許可する。ただし、行政運営上の必要により区長が認めるものは、この限りでない。

- ①中野四季の森公園の魅力と公園利用者の利便を高め、公園満足度の向上に資する事業。
- ②周辺環境に配慮された事業。
（楽器、BGM、ステージ等の音の発生が著しく多いイベントではないもの）
- ③芝生や園路等の既存施設に対する保全措置がされた事業。
（イベント時及び設営・撤去に芝生、既存施設への損傷が想定されるイベントでないもの）
- ④芝生の利用等、一般利用者に対する支障が出ないよう配慮された事業。
- ⑤教育、福祉、文化、芸術、芸能若しくはスポーツに関する事業又はこれらに類する公益的事業であり、下記のすべてにあてはまるもの。
 - ア 主に中野区民を対象として行う事業
 - イ 参加予定者数が相当程度見込まれる公益性のある事業
 - ウ 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当しない事業
 - エ 専ら当該団体の構成員の親睦の為に行われるものでない事業
- ⑥主催する団体が以下のア、イのいずれか若しくはウからオのすべてに該当するもの。
 - ア 国、地方公共団体その他の公共団体または公共的団体
 - イ 電気、ガスその他の公益事業を営む団体
 - ウ 中野区内にある事業者であり、中野区民を対象とした主催事業の活動実績がおおむね5年以上の団体
 - エ 主催者及びその代表者の存在が明確かつ規約・会則等の定めがある団体
 - オ 政治資金規正法に定める政治団体又は宗教法人法に定める宗教団体以外の団体
- ⑦区の行政運営に関する方針に反しないもの。